

令和8年度 水俣・芦北地域新商品開発・商品力アップ委託事業実施要領

1 目的

水俣・芦北地域雇用創造協議会（以下「協議会」という。）では、第八次水俣・芦北地域振興計画の基本施策1「誰もが挑戦・活躍できる地域づくり」に基づき、高い付加価値を生む産業づくりを推進するため、水俣・芦北地域（以下「当地域」という。）の地域資源を活用した新商品の開発や既存商品の商品力アップに取り組む地域内事業者等（以下「事業者」という。）を支援することで、当地域の産業振興及び雇用創出を図ることを目的とする。

2 事業の概要

管内事業者に当地域の地域資源を活用した新商品の開発または商品力アップ事業を委託し、専門アドバイザー伴走型により事業者の開発能力向上と商品開発、既存商品の魅力アップまたはそれら商品の販売促進を行うもの。

(1) 委託内容

当地域の地域資源を活用した新商品の開発又は既存商品の商品力アップを次の基準により実施することとする。

【基準】

- ①令和9年3月19日（金）までに開発商品の施策を完了し、事業期間中または事業終了後、1年以内に商品化を行うこととする。

(2) 委託経費

経費	要件等
① 原材料・副資材費	当該開発の実施や試作品の構成部分に、直接使用し消費される原料・材料及び副資材費の購入に要する経費
② 商品開発費	報償費、消耗品費、資材・器具費、機械機材借上料、試験・分析費、デザイン費、技術コンサルタント派遣指導料 等
③ 販売拡大費	展示会や催事・イベント出展費用、パンフレット・チラシ等の原版作成経費、WEBサイト作成経費（維持管理費除く）等
④ 備品購入費	当該開発の実施に直接使用する機械装置・工具器具等の購入
⑤ 委託費	自社内で直接実施することができない当該開発の一部を、外部の事業者等に依頼する経費 例：開発、製造・加工、分析鑑定、試験、モニター調査等
⑥ 産業財産権出願・導入費	開発した製品または開発に際して必要な特許、実用新案、意匠、商標の出願に要する経費 等
⑦ その他必要な経費	人件費、旅費交通費（燃料費含む）など事業者の経常的な経費は除く。

- (3) 委託費
1事業者当たり50万円以内
- (4) 事業期間
契約締結日から令和9年3月19日(金)まで

3 募集手続きの概要

- (1) 募集期間
令和8年4月1日(水)から令和8年4月24日(金)まで
- (2) 募集件数
5件程度
- (3) 応募に係る提出書類
 - ① 水俣・芦北地域新商品開発・商品力アップ委託事業申請書(様式1)
 - ② 収支予算書(様式2)
- (4) 応募資格
当地域内に事業所を有し、当地域で活動している事業者であって、以下の要件をすべて満たす事業者であること。
 - ・ 宗教活動や政治活動を目的としたものでないこと。
 - ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項、同条第5項及び同条第11項に規定される営業を目的としたものでないこと。
 - ・ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。)の候補者もしくは公職にある者又は政党を推薦、支持、反対することを目的としたものでないこと。
 - ・ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)の統制下にあるものでないこと。

4 受託者の選定

- (1) 審査方法
協議会において、応募者から提出された申請書類により書類審査を行い、予算の範囲内で受託者を選定するものとし、併せて委託費を決定する。
- (2) 審査基準
審査は、次の評価区分による総合的評価を行います。
 - ① 開発商品の企画・内容は優れているか。
 - ② 開発商品の新規性及び優位性はあるか。
 - ③ 市場性・販売戦略はあるか。
 - ④ 当地域の産業振興・魅力向上につながる可能性はあるか。
 - ⑤ 商品開発及び市場展開に向けたスケジュール等はどうか。
- (3) 審査結果の通知
審査結果は、速やかに応募者に通知する。
なお、応募書類は、協議会が適切に保管し、公募により知り得た情報は、本事業の実施のために利用する場合を除き、応募者に無断で使用しない。

5 契約の締結

本事業の実施に当たっては、協議会と受託者の間で契約書に代えて請書（様式3）を受託者から徴する。

6 成果の報告

受託者は、受託事業が完了した場合は、水俣・芦北地域新商品開発・商品力アップ委託事業成果報告書（様式4）及び収支精算書（様式5）を速やかに協議会へ提出する。

7 委託費の支払い

協議会は、受託者から報告書を受け取り、内容を確認したら、速やかに委託費を支払う。ただし、委託費の10分の5以内の前金払をすることができる。

8 他の補助金等との重複の禁止

同様の事業内容に対して、国、県、市町などの補助金等を重複した形で受けることはできない。

9 契約の取消等

事業者が実施した事業が、契約した内容に反すると認められる場合には、契約を取り消し、既に支払った委託金の全部又は一部を返還させることができる。

10 雑則

この要領に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。